

質問書に対する回答

更新日：R5.9.12

うるま市 経済産業部 スポーツ課

事業名：スポーツイベント等推進事業補助金

No.	質問種別	質疑内容	回答
1	交付要領	第14条財産について、30万円以上の備品購入も可能でしょうか？	30万円以上の備品購入は可能です。ただし、備品購入については、補助金交付決定後、備品購入について市と協議し、購入が適正と判断されれば、補助対象経費とします。協議の結果、補助対象経費外となる場合は、リース・レンタル費用を補助対象経費とします。
2	予算書	予算規模総額の上限はありますか？	予算総額の上限はありません。
3	予算書	予算書上の収入以上の収入があった場合、補助金は減額になりますでしょうか？	収入の増加が見込まれる場合でも、補助金は減額になりません。ただし、補助金交付が適正でないと認められる場合、事務局において返還を要求する場合があります。
4	事業計画書	1. (2) ①競合イベントの状況については、同種目・競技の範囲でよろしいでしょうか。また、難易度を問う意図を教えてください。	競合イベントの状況につきまして、同種目・同競技の範囲において、競合イベントの開催状況を教えてください。また、日時が被ることが想定されるイベントについても、把握できる範囲で情報提供をお願いします。難易度を確認する意図としては、イベント開催にあたり、他のイベントとの差別化の図り方、うるま市で開催する特殊性等を見出すことが可能かイベントの強み、差別化の把握を意図しております。
5	事業計画書	事業計画書にページ数の制限はありますか？	事業計画書に加え、様式2～6計15ページ程度で提出をお願いします。
6	イベント告知	市の広報誌に広告掲載は可能でしょうか？	広報担当課との調整が必要になります。掲載可否、掲載場所については、掲載タイミングによって異なりますので、ご理解ください。
7	イベント告知	申請書類提出後、不備があった場合、修正は可能でしょうか？	修正期間を設けることを検討しておりますが、修正がないことを前提に提出頂けるようご協力よろしく申し上げます。
8	事業計画書	イベントで自社の商品を販売可能でしょうか？ また、グッズ販売や出店も可能でしょうか？	グッズ販売について、当該補助イベントの収入として見込まれる場合は販売可能です。また、出店も妨げるものではありません。ただし、イベント会場で本事業の収入とはならない応募事業者の自社製品の販売等につきましては、交付決定後性質に応じて、販売可能か事務局と協議致します。
9	収支予算書	2月の給与（人件費）は、3月末に支払い予定となりますが、計上できますか？	2月分の人件費については、事前に給与明細を提示可能か、または、給与金額が確定していない場合、給与明細（1年分）の平均などを提示して頂き、補助対象経費かどうか事務局と協議の上、決定致します。
10	事業計画書	災害・有事の際のキャンセル費用は、補助対象経費となりますでしょうか？	災害・有事の際のキャンセル費用は、中止と決まった時点までの準備にかかった費用が補助対象となります。その場合は事務局までご連絡ください。また、イベント保険に加入し、中止となった場合、保険金が支払われる経費については、補助対象外となります。なお、イベント保険については、補助対象経費となります。
11	収支予算書	補助金は税を含みますでしょうか。また、税込単価から割り戻した金額は、端数処理してよろしいでしょうか？	消費税等の租税公課は、補助対象経費とはなりません。よって、税抜きの対象経費に補助率を乗じて得た金額を上限300万円の範囲で補助金として交付致します。また、収支予算書上で算出された金額は、千円未満を切り捨てることとなります。